資料７

# 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の策定趣旨と構成について

# 第二期（令和２年度～令和６年度）

# 第1章　計画の策定にあたって

## 1　計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は３年連続で低下しており、平成 30 年で 1.42 となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成 24 年８月に成立した子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年４月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。また、平成 28 年６月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されており、令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

『第二期草津市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や草津市（以下「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『草津市子ども・子育て支援事業計画』（以下「前回計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

# 第一期（平成２７年度～令和元年度）

## 第1章　子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、本市では平成 17 年に「次世代育成支援対策地域行動計画」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

平成 24 年 8 月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。

本市においても、市の現状と課題、従来計画の評価、市民ニーズ調査等を踏まえながら、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で応援するまちづくりを目指して「草津市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

# 第二期（令和２年度～令和６年度）

## ２ 計画策定の背景

### （1）子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

### （2）支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の６人に１人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、およびそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年４月には社会福祉法が施行され、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

### （3）保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議では、平成 29 年３月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

# 第一期（平成２７年度～令和元年度）

## ＜新規＞

### （4）待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年６月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和２年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和４年度までに女性の就業率 80％に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

本市の女性の就業率は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援など、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりが求められています。

## 3 計画の基本的な事項

### （1）計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第六十一条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第八条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく「市町村計画」を内包し、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

**【子ども・子育て支援法（第六十一条）】**

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

**【次世代育成支援対策推進法（第八条）】**

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

**【子どもの貧困対策の推進に関する法律（第九条）】**

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 2 計画の位置付け

### ①法的な位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村計画です。子ども・子育て支援法に定められた基本指針に基づき、計画を策定します。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第 8 条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策地域行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

「子ども・子育て支援法」第 61 条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

**●市町村計画に盛り込むべき事項（国の定める基本指針）**

**（必須記載事項）**

1．教育・保育提供区域の設定

2．各年度における教育・保育の見込み（参酌標準）、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

3．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

4．教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

**（任意記載事項）**

1．産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

2．子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実等

3．労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

# 第二期（令和２年度～令和６年度）

## （2）計画の位置づけ

本計画は、「第５次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」、「第３期草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市子ども・若者計画」や「草津市教育振興基本計画」、その他の福祉計画など、関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

※位置付けのイメージ図は未確定

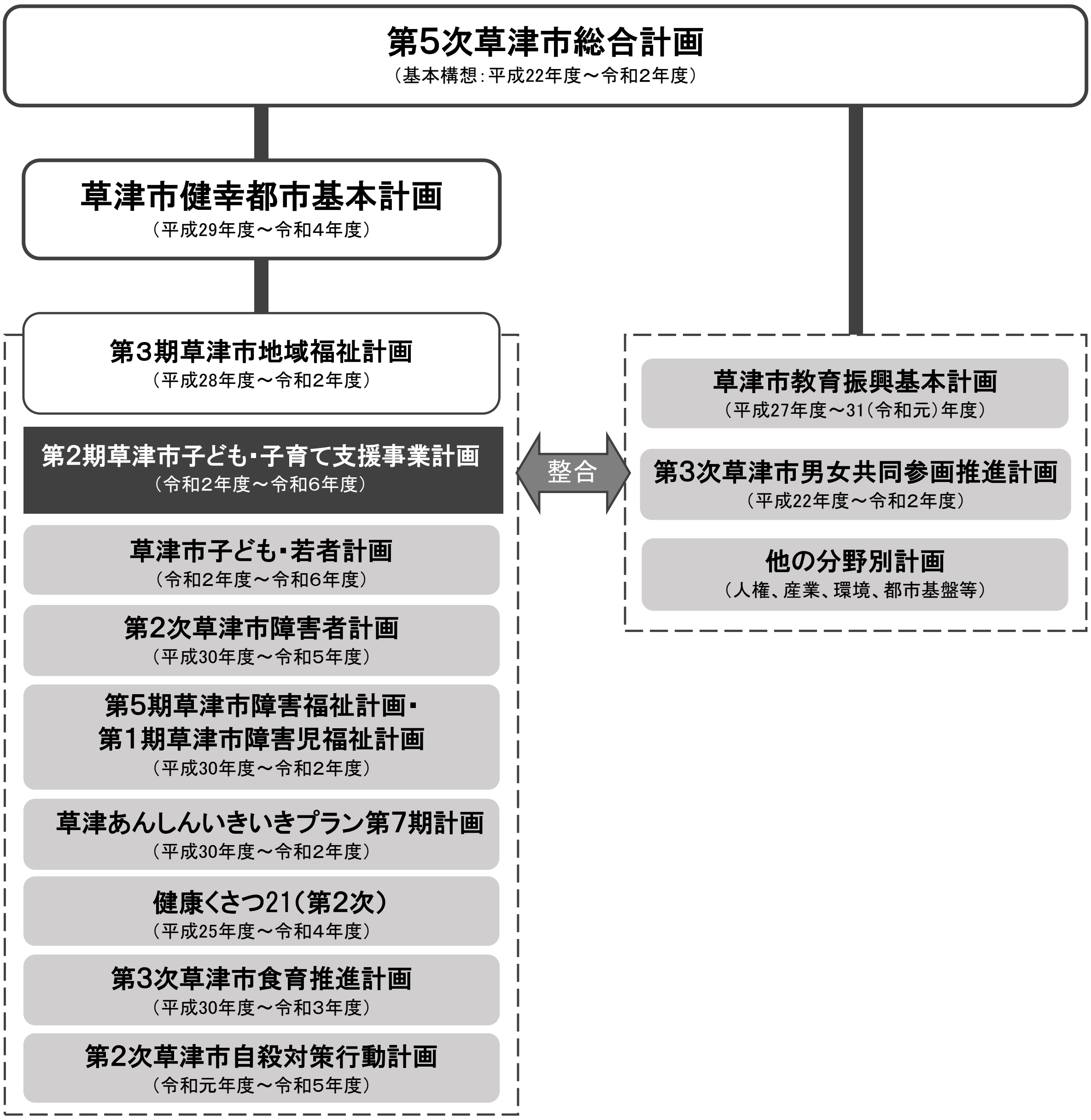

# 第一期（平成２７年度～令和元年度）

## ②上位・関連計画との関係

平成 22 年 3 月に策定された「第 5 次草津市総合計画」の子ども・子育て部門における個別計画として、「草津市教育振興基本計画」や「草津市障害福祉計画」など、関連計画とも整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

また当計画における幼保一体化施策の具体的な推進方策を「草津市幼保一体化推進計画」で定めます。

■計画の位置付け

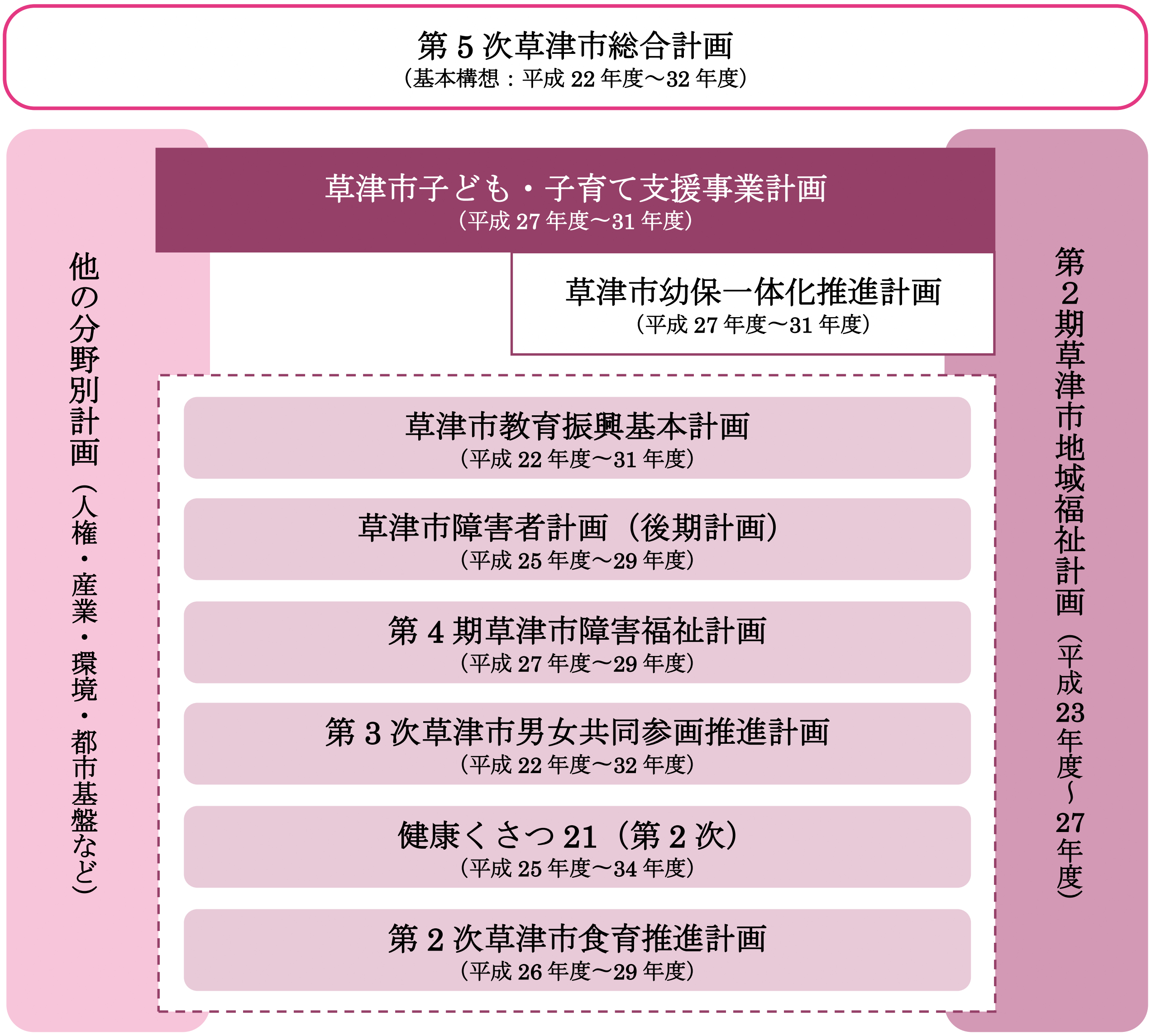

## （3）計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校、ＮＰＯや市民活動団体、企業なども対象とします。

**【子ども・子育て支援法（第六条）】**

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## （4）計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

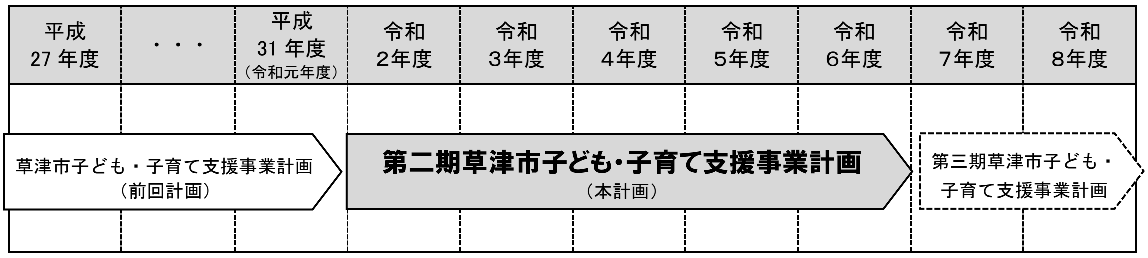

## 3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所や学校、NPO や市民活動団体、企業なども対象とします。

「子ども・子育て支援法」第 6 条
この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間です。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況などを踏まえ、必要な見直しを行います。

# 4 計画策定経過

## （1）草津市子ども･子育て支援に関する調査

### ①草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「草津市の子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### ②団体調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズなどについて、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体・個人などへのアンケート調査を実施しました。

## （2）草津市子どもの貧困対策のための支援者調査

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

## （3）草津市子ども･子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

## （4）パブリックコメント

令和●年●月から令和●年●月にかけて本計画素案の立案に際して、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を反映しました。

## 5 計画の策定体制

### ①ニーズ調査・パブリックコメント

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する現状や問題点を把握するため、就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、平成26年12月中旬から平成27年1月中旬まで、この計画（案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しました。

### ②子ども・子育て会議

ニーズ調査やパブリックコメントでいただいた意見に加え、幅広い知見を通じて計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉、教育、医療、経済・労働関係者、公募市民からなる「草津市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

### ③その他広報周知

子ども・子育て支援新制度や幼保一体化について、広報くさつでの特集や、「子ども・子育てシンポジウム」の開催等により、就学前の子どもをもつ保護者を含め、広報周知を行いました。

# 草津市子ども・子育て支援事業計画　第一期計画と第二期計画の構成（目次）　　新旧対照表

| 第二期計画（案） | 第一期計画 |
|---|---|
| 第１章　計画の策定にあたって | 第１章　子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって　１ |
| １　計画策定の趣旨 | １　計画策定の趣旨 |
| ２　計画策定の背景 | |
| ３　計画の基本的な事項 | ２　計画の位置付け |
| ４　計画策定経過 | ３　計画の対象 |
| | ４　計画の期間 |
| | ５　計画の策定体制 |
| 第２章　草津市が目指す姿 | |
| ○　基本理念 | 第２章　草津市の目指す子ども　「草津っ子」 |
| ○　草津市の目指す子ども「草津っ子」 | |
| 第３章　子ども・子育てを取り巻く現状 | |
| １　人口の動向 | 第３章　草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 |
| ２　家族の状況 | １　人口の動向 |
| ３　保育所および幼稚園、小学校等の状況 | ２　家族の状況 |
| ４　子ども・子育て支援の状況 | ３　幼稚園および保育所、小学校等の状況 |
| ５　ニーズ調査の結果 | ４　子ども・子育て支援の状況 |
| ６　第１期計画の評価と課題 | ５　ニーズ調査結果の概要 |
| ７　課題と方向性 | ６　次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題 |
| | ７　課題と方向性 |
| 第４章　計画の基本的な考え方 | |
| １　基本的な視点 | 第４章　子ども・子育て支援事業計画が目指すもの |
| ２　基本目標 | １　基本理念 |
| ３　施策の体系 | ２　計画推進にあたっての視点 |
| | ３　目標 |
| | ４　子ども・子育て支援施策の体系 |

# 草津市子ども・子育て支援事業計画　第一期計画と第二期計画の構成（目次）　新旧対照表

| 第　二　期　計　画　（案） | 第　一　期　計　画 |
| --- | --- |
| 第５章　子ども・子育て支援施策の展開<br>目標１　子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり<br>（施策は今後検討）<br><br>目標２　子どもの権利と安全を守る仕組みづくり<br>（施策は今後検討）<br><br>目標３　心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり<br>（施策は今後検討）<br><br>目標４　子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり<br>（施策は今後検討） | 第５章　子ども・子育て支援施策の展開<br>目標１　子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり<br>施策１　就学前の教育・保育環境の整備<br>施策２　就学前の教育・保育内容の充実<br>施策３　就学前の教育・保育の一体的提供<br>施策４　地域の子育て力の向上<br>施策５　確かな学力向上等に向けた取組<br><br>目標２　子どもの権利と安全を守る仕組みづくり<br>施策１　子どもの人権を守る環境づくり<br>施策２　虐待防止など要支援児童対策<br>施策３　障害のある子どもと家庭への支援<br>施策４　子どもの安全確保<br>施策５　子育ての経済的負担の軽減<br><br>目標３　心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり<br>施策１　妊娠・出産期からの切れ目のない支援<br>施策２　子どもと家族の健康な生活の支援<br>施策３　健康な心身を育てる食育の推進<br>施策４　子どもの健全育成<br><br>目標４　子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり<br>施策１　子育て・親育ちの体制整備、支援<br>（１）地域子育て支援拠点事業の展開<br>（２）親育ちを支援するサービスの充実<br>（３）子育て支援のネットワークの仕組みづくり<br>（４）子育て相談や情報の提供<br>施策２　ひとり親家庭の自立支援<br>施策３　子育てしやすいまちづくり |

# 草津市子ども・子育て支援事業計画　第一期計画と第二期計画の構成（目次）　新旧対照表

| 第　二　期　計　画　（案） | 第　一　期　計　画 |
|---|---|
| 目標５　地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり<br>（施策は今後検討） | 目標５　子育てと仕事が両立できる環境づくり<br>施策１　多様な保育ニーズに対応したサービスの提供<br>施策２　児童育成クラブの整備<br>施策３　ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実 |
| 第６章　重点的な取組　（子ども・子育て支援法　法定必須記載事項）<br>１　基本事項<br>２　就学前の教育・保育<br>３　地域子ども・子育て支援事業 | 第６章　重点的な取組について（法定必須記載事項）<br>１　基本事項<br>２　就学前の教育・保育と幼保一体化<br>３　地域子ども・子育て支援事業 |
| 第７章　重点的な取組（子ども・子育て支援法　法定必須記載事項以外）<br>１　子どもの貧困対策の充実<br>２　児童虐待防止対策の充実<br>３　障害のある子どもへの支援の充実<br>４　「草津っ子」育み事業 | 第７章　重点的な取組について（法定必須記載事項以外の取組）<br>１　児童虐待防止対策の充実<br>２　ひとり親家庭の自立支援の推進<br>３　障害のある子どもへの支援の充実<br>４　「草津っ子」育み事業 |
| 第８章　計画の推進に向けて<br>１　それぞれの役割と責務<br>２　推進体制<br>３　計画の検証方法と中間年度での見直し | 第８章　計画の推進に向けて<br>１　それぞれの役割と責務<br>２　推進体制<br>３　計画の検証方法と中間年度での見直し |